

鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

目次

- ◇告示
 - 生活保護法による医療機関の指定
 - 指定医療機関の移動
 - 肥料の登録
 - 建設業者の登録まつ、消
 - 蚕繭共済掛金率及びその負担区分等
 - 計量器定期検査の実施
 - 漁港管理者の指定
 - 河川法を準用する河川等の認定
 - 土木費支弁並びに土木費補助規程の一部改正
- ◇教委告示
 - 鳥取県社会教育委員推薦について

名称	所在地
広戸耳鼻咽喉科院	米子市東倉吉町七五
神庭齒科医院	角盤町四丁目二〇
小川医院	和田町三、四六一
野坂医院	西伯郡春日村大字上新印二八三ノ一

診療科名	氏名	指定年月日
耳鼻咽喉科	広戸幾一郎	昭和三十年四月一日
齒科	神庭方	"
内科、小児科	小川琢郎	"
内科、小児科	野坂美水	"

告示

鳥取県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定する。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

船木齒科医院 逢坂村大字下市三二ノ三 齒科 船木 均

香田 医院 日野郡根雨町二二八 内科、小児科 香田 周一

灘尾齒科医院 米子市紺屋町一三三 齒科 灘尾 正義

鳥取県告示第二百五十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)に基く指定医に次のような異動があつた。

昭和三十年五月二十四日

名 称	所 在 地	診療科目	異動理由	氏 名	異動年月日
遠藤 医院	日野郡江府町大字江尾	外、産科	辞退	遠藤 正人	昭和三〇、五、三一
				遠藤 茂	

鳥取県告示第二百五十三号

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第七条の規定により次の肥料を登録した。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	肥料の名称	含有する主成分の最小量 (パーセント)	住 所	生 産 業 者

鳥取県第二二〇 甘藷配合第一号

全窒素 五・五
 内アンモニア窒素 九・九
 全磷酸 七・七
 内可溶性磷酸 九・九
 内水溶性磷酸 〇・〇
 全加里 二・〇
 内水溶性加里 〇・〇

〇〇七九九五五
〇〇二〇〇〇〇

東伯那東伯町 上伊勢一三〇

浦安農業協同組合 組合長理事 吉本 虎造

鳥取県告示第二百五十四号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県知事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	名 称	所 在 地	申請者氏名	登録まつ、消年月日
鳥取県知事登録(は)第一一六号	昭和二十九年六月十八日	本田 建設	米子市紺町二丁目一四三	本田 壽人	昭和三十年五月九日

鳥取県告示第二百五十五号

農業災害補償法(昭和二十二年法律第百八十五号)第七十条の規定に基き、昭和三十年産から昭和三十三年産までの春蚕繭、夏秋蚕繭に適用する基準共済掛金率及びその負担区分等を次のように定める。

昭和三十年五月二十四日
鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

一 基準共済掛金率及びその負担区分等
春 蚕 繭

危険階級 4	危険階級 C	基準共済掛金率 一・四四九パーセント	負 担 区 分	組合数	農業共済組合
			国庫負担 〇・六五七パーセント	一	大和(鳥取)
			農家負担 〇・七九二パーセント		

危険階級 4甲	基準共済掛金率 四・五九三パーセント	負 担 区 分	組合数	農業共済組合
		国庫負担 二・〇〇八パーセント	一	大和(鳥取)
		農家負担 二・五八五パーセント		

鳥取県告示第二百五十六号
計量法(昭和二十六年法律第二百七号)第四百四十条の規定により、八頭郡の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十年五月二十四日
鳥取県知事 遠 藤 茂

検査月日 検査区域 検査場所
五月二十七日 八頭郡上私都村 上私都小学校

〃二十八日	〃	中私都村	中私都
〃三十日	〃	那家町(前) の下私都の区域	下私都
〃三十一日	〃	(前)の那家町 の区域	育英
六月一日	〃	(前)の国中村 の区域	国中
〃二日	〃	(前)の大御門 村の区域	大御門
〃三日	〃	若桜町(前) の区域	若桜
〃四日	〃	(前)の池田村 の区域	池田
〃六日	〃	丹比村	丹比
〃七日	〃	八東村	八東
〃八日	〃	安部村	安部

検査時間は午前九時から午後三時までとする。

鳥取県告示第二百五十七号

漁港法(昭和二十五年法律第百三十七号)第二十五条第一項の規定に基づき、東漁港外十四港の漁港管理者を次の

ように指定したから同条第五項の規定により告示する。
昭和三十年五月二十四日

漁港の名称	種類	所 在 地	管理者
東	一	岩美郡岩美町大字大羽尾	岩美町
浦富	一	大字浦富	
岩戸	一	福都村大字岩戸	福都村
酒津	一	気高郡酒津村	酒津村
船磯	一	浜村町大字船磯	浜村町
青谷	一	青谷町大字青谷	青谷町
夏泊	一	大字青谷字夏泊	
長和瀬	一	大字長和瀬	
橋津	一	東伯郡羽合町大字橋津	羽合町
御崎	一	中山村大字御崎	中山村
平田	一	西伯郡高麗村大字平田	高麗村
淀江	一	淀江町大字淀江	淀江町
御来屋	一	名和町大字御来屋	名和町
渡	一	境港町渡町	境港町

崎津 一 米子市大字葭津

米子市

鳥取県告示第百五十八号

河川法準用令(明治三十二年勅令第四百四号)第一条第一項の規定により、河川法を準用する河川及び河川区域を次のように認定した。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

河川名 河川区域

支 日 和 川	左岸	東伯郡由良町大字妻波上坂前二四三	向イ田二五四	至	由良川合流点
支 野 本 川	左岸	西伯郡岸本町大字押口字村ノ東二八	栗村大字石州府字猿ヶ坂三二〇ノ二	至	佐陀川合流点
支 北 方 川	左岸	西伯郡西伯町大字猪小路字眞野ヶ前七〇六ノ一	字河原無七二五ノ三	至	法勝寺川合流点
支 絹 屋 川	左岸	西伯郡西伯町大字絹屋字荒神谷西平一、〇三	字山口七八一	至	法勝寺川合流点
支 舟 場 川	左岸	日野郡根雨町大字舟場字鳥ノ子市四〇六	字後井手五二四	至	日野川
支 大 原 川	左岸	日野郡石見村大字花口字毛無田一、八七	大字多郎田一、九六三〇ノ一	至	日野川

鳥取県告示第百五十九号

土木費支弁並びに土木費補助規程(昭和二十四年三月鳥取県告示第百五号)の一部を次のように改正する。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県知事 遠藤 茂

別表一中

支 小 鹿 川	左岸	東伯郡三朝町大字中津字西河内二九八	字家廻六五四	至	小鹿川準用河川地点
支 日 和 川	左岸	東伯郡由良町大字妻波上坂前二四三	向イ田二五四	至	由良川合流点
支 野 本 川	左岸	西伯郡岸本町大字押口字村ノ東二八	栗村大字石州府字猿ヶ坂三二〇ノ二	至	佐陀川合流点
支 北 方 川	左岸	西伯郡西伯町大字猪小路字眞野ヶ前七〇六ノ一	字河原無七二五ノ三	至	法勝寺川合流点

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十四号

鳥取県社会教育委員会に關する条例(昭和二十四年条例第六十一号)に基き、鳥取県社会教育委員の委嘱を行うにつき本県内に事務所を有し社会教育に關する事業を行うことを主たる目的としている社会教育関係団体が、鳥取県社会教育委員候補者を推薦する期日及び推薦書様式を

支 絹 屋 川	左岸	西伯郡西伯町大字絹屋字荒神谷西平一、〇三四	至	法勝寺川合流点
支 舟 場 川	右岸	日野郡根雨町大字舟場字鳥ノ子市四〇六	至	日野川
支 大 原 川	左岸	日野郡石見村大字花口字毛無田一、八七七ノ二	至	日野川
支 門 谷 川	右岸	日野郡根雨町大字門谷字太郎谷尻九四九	至	眞住川
支 佐 治 川	左岸	八頭郡佐治村大字中字湯淵三二ノ三	至	佐治川準用河川地点
支 石 見 川	右岸	日野郡石見村大字神戸上字荒神ノ上エ一、三二八	至	石見川準用河川地点

次のとおり定める。

昭和三十年五月二十四日

鳥取県教育委員会

一期日 昭和三十年五月二十七日から昭和三十年

六月五日まで

二 推薦書様式

鳥取県社会教育委員候補者推薦調書

鳥取県教育委員会教育長殿

鳥取県社会教育委員候補者の推薦について

昭和三十年五月二十四日鳥取県教育委員会告示第二十四号による鳥取県社会教育委員候補者として何某を次の調書を添え推薦します。

氏名	
生年月日	
住所	
職業(勤務先)	
当該団体における役職名	
最終卒業学校名	

備考

推薦団体名称

代表者 氏名 印

1 団体規約を一部添付すること。

2 推薦書の送付先は鳥取県教育委員会事務局社会教育課長あてとすること。